

一 般 質 問 通 告 書

令和5年1月31日

議 会 議 長 様

議席番号 1 番

議員氏名 岩 崎 直 美

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
1. こども議会の開催を	国は、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を設立します。こども基本法(令和4年法律第77号)においては、地方自治体がこども施策の策定等を行うにあたり、こども等の意見反映に関する規定が設けられました。 こども家庭庁の、こどもの視点に立った司令塔機能の発揮、こども基本法の着実な施行の中で、こどもの意見聴取と政策への反映のため、こども・若者意見反映推進事業があります。 「こどもまんなか社会」とは、全てのこどもがその命を守られ、自分らしく健やかに、安心してすごせるように、こどもや子育てをしている人の目線でこどもの権利を大切にするなど、常にこどもに最も良いことは何かと考えていこうというものです。 このような国の新しい画期的な施策を踏まえ、当町のこどもたちの意見を反映させる機会の創出になると考え、こども議会の開催を提案します。 こども議会の実施により、次世代を担うこどもたちが、議会の仕組み、役割を学び、体験を通して町政に興味・関心を持ってもらうことにつながると期待します。 また、こどもの両親、祖父母、友人、学校関係者の方々など、町全体で町政により一層関心をもっていただける機会になるとも考えます。 そこで、以下伺います。 (1) こども議会を実施している他自治体は。 (2) 小学生、中学生の議会への関心は。 (3) こども議会開催に対する町の見解は。	町長 副町長 教育長 学校教育課長 担当課長

質 問 事 項	質 問 要 旨	指 定 答 弁 者
2. 妊娠・子育て家庭への包括的な支援体制は	国は、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を設置し、こども政策を更に強力に推進していく方針です。 全国的にも核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、子育ての際に孤立化や不安感を抱く妊婦や子育て家庭が多く存在しており、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産や子育てができる環境整備が喫緊の課題であると考えます。 そこで、以下伺います。 (1) 国において、「出産・子育て応援交付金」が創設されたが、妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援について、町の具体的な支援体制の構築状況は。 (2) 出産や育児等の相談について、身近な場所での相談体制が利用者にとって相談しやすく、また、効果的であるとするが、町の見解は。 (3) 令和6年4月以降に、「こども家庭センター」が設置される予定だが、今後の支援体制等の展望は。	町長 副町長 健康支援課長 子育て支援課長